

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 2 部門第 4 区分
 【発行日】平成 26 年 5 月 1 日 (2014.5.1)

【公開番号】特開 2012-192523 (P2012-192523A)
 【公開日】平成 24 年 10 月 11 日 (2012.10.11)
 【年通号数】公開・登録公報 2012-041
 【出願番号】特願 2011-55887 (P2011-55887)
 【国際特許分類】

B 4 2 F 7/14 (2006.01)

【 F I 】

B 4 2 F 7/14 C

【手続補正書】

【提出日】平成 26 年 3 月 13 日 (2014.3.13)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 2 3 】

また、取出し釦部材 6 1 は、指で操作し易くするためにその上面 6 1 1 に凹凸形状が形成されると共に、下面 6 1 2 (図 2 2) には、押しプレート 6 2 と固定する止めネジ 6 3 をねじ込むためのネジ穴 6 1 3 が設けられ、上面 6 1 1 と下面 6 1 2 との間には段差部 6 1 4 が形成されている。また、押しプレート 6 2 (図 2 3) には、前記係止部 6 2 1 のほか、前記止めネジ 6 3 を挿通するためのネジ穴 6 2 2 と、弦巻バネ 7 1 の一端側の動きを許容するための凹部 6 2 3 (図 7) が形成されている。取出し釦部材 6 1 と押しプレート 6 2 を固定すると、前記段差部 6 1 4 により取出し釦部材 6 1 の下面と押しプレート 6 2 の上面の間にスペースが形成され、そのスペースに前記窓部 3 3 のレール部 3 4 を挟み込むことにより、名刺取出し機構 6 をレール部 3 4 に沿って前後方向へスライド可能に保持するようになっている。

ユーザーが取出し釦部材 6 1 を、図 1、図 2、図 8、図 10 等に示した状態から前方向へスライドさせると、押しプレート 6 2 の下面の後端部に設けた係止部 6 2 1 が、収納ケース 4 の複数の名刺 M の最上部の名刺 m 1 の後端部を引っ掛けた状態で前方向へ押し動かすことができる (図 9 参照)。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 2 4 】

図示した実施例において、前記名刺取出し機構 6 には、名刺取出し操作後に、押しプレート 6 2 等を原位置に自動復帰させる自動復帰手段 7 が設けられている。この自動復帰手段 7 は、図 7、図 14、図 15 に示したように、弦巻バネ 7 1 とバネ収容カバー 7 2 とから成り、バネ収容カバー 7 2 は、複数の取付けネジ 7 3 で上部ケース 3 の内面の自動復帰手段取付け領域 3 8 (図 18 参照) に取り付けられると共に、バネ収容カバー 7 2 の収装凹部 7 2 1 に弦巻バネ 7 1 の主体部 7 1 1 を収容するようになっている。弦巻バネ 7 1 は、その一方の端部 7 1 2 を止めネジ 7 4 で旋回可能に保持し、他方の端部 7 1 3 を押しプレート 6 2 に設けた切欠部 6 2 1 へ挿入させつつ前記止めネジ 6 3 の 1 本のもので旋回可能に保持させている。尚、図 2 4 において指示記号 7 2 2、7 2 3 で示されたものは

、取付ネジ弾性手段52の取付用孔である。

図14に示す如く、名刺の取出し動作開始前の状態から、ユーザーが取出し釦部材61を弦巻バネ71のパネ力に抗して指で前方向へスライドさせ、図15に示すような名刺の取出し動作終了位置まで移動させた後、取出し釦部材61から指を離すと、弦巻バネ71の復原力により、取出し釦部材61及び押し出しプレート62から成る名刺取出し機構6は、図14に示した原位置へ復帰するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

前記名刺押し手段5は、前記収納ケース4内で上下方向に移動可能な押し上げプレート51(図7~図13参照)と、当該押し上げプレート51を押し上げるよう当該押し上げプレート51と前記下部ケース2との間に設けた複数の弾性手段52と、で構成される。

前記押し上げプレート51の前後及び左右の長さを、収納すべき名刺のそれと略同等以上とすることにより、名刺の反りや歪みを防止でき、1枚ずつの名刺の取出し動作の誤動作が解消されると共に、名刺の大きさのバラツキにも対応できる。

前記複数の弾性手段52としては、複数の圧縮コイルバネが好適に用いられる。コイルバネは、伸縮率が大きく、多数枚の名刺を収容しても収納ケース4を薄くできるためである。また、弾性率の調整も容易であり、使用状況に応じて最適の調整が可能であると共に、名刺の押さえ機能を安定させ得るためである。

収納ケース4の厚さを携帯に便利な厚さにしたとき、通常の名刺であれば15枚程度収納可能である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

前記の各弾性手段52の下端部は、下部ケース2の底板20aの内面に設けた複数のバネ受皿部25内に嵌め入れ、上端部は、押し上げプレート51の支台面511の下面に設けた複数のバネ受皿部512内に嵌め入れる。これらのバネ受皿部は、下部ケース2や押し上げプレート51と一体的に成形してもよいし、ネジ止めするようにしてもよい。このように弾性手段52の下端部及び上端部を前記バネ受皿部内に嵌め入れることによって、これらの圧縮コイルバネの変形や誤動作を防ぐことが可能となる。また、圧縮コイルバネの下端部及び上端部をバネ受皿部内に嵌め入れるだけでよいので、板バネ等を接着したりネジ止めしたりする従来品に比べると、製造コストが軽減されるという効果もある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

また、図示した実施例においては、弾性手段52の数と配置を、前記名刺取出し機構6が最上部の名刺m1を引っ掛けて押し出す中央部においては、3個の弾性手段52を設けて、前記引っ掛け動作を安定化させると共に、左右の端部近くにおいては2個ずつの弾性手段52を設けて、名刺の挿入時や取出し操作時に過度な圧力を避け、それらの操作がスムーズに行われ得るようになるために、押し上げプレート51の領域に応じて押し上げ荷重の差を生じさせるようになっている。これは、前記圧縮コイルバネ等の複数の弾性手段の数

や配置に限らず、弾性手段の形態や取付け方法についても種々変化させることにより、押上げプレート 5 1 の領域に応じて押上げ荷重の差を生じさせることができる。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 6】

名刺を 1 枚取り出す場合には、上部ケース 3 の上面にスライド可能に取り付けられている取出し釦部材 6 1 を前方向へスライドさせると、前記押しプレート 6 2 の下面の後端部に設けた係止部 6 2 1 が、収納ケース 4 内の複数の名刺 M の最上部の名刺 m 1 の後端部を引っ掛けた状態で前方向へ押し動かす（図 9 参照）。このとき、押し出される名刺の先端部分は、前記名刺取出し口 4 2 近くに設けられたガイド部 3 7 によって斜め下方へ向けて傾斜させられると共に、ストッパ 2 3 によって、2 枚目の名刺 m 2 及びそれより下部の名刺は名刺取出し口 4 2 から押し出されるのを阻止されるため、最上部の名刺 1 枚だけが確実に取り出され得る（図 4）。また、押しプレート 6 2 の下面の前記係止部 6 2 1 は、2 段、若しくはそれより多い段数の段差形状に形成されているため、仮に 1 段目で最上部の名刺の引っ掛け動作に失敗したとしても、2 段目以降の段差部で引っ掛けることができるので、名刺の確実な送出し機能が確保できるものである。また、取出し釦部材 6 1 は、前記自動復帰手段 7 により、常に所定位置で待機状態にあるので、次に取り出すときも取出し釦部材 6 1 を元の位置に戻す必要がなく、操作性がよい。

収納する名刺よりも大きなサイズの押上げプレート 5 1 を用いることにより、名刺の反りや歪みが生じることがなく、最後の 1 枚の名刺まで確実に取り出すことができる。

また、押しプレート 5 1 を押し上げる弾性手段として、伸縮率の大きな圧縮コイルバネを用いることにより、収納ケースの厚さを薄くすることができる。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 1 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 図 1 8 】

